

名家連ニュース

平成 27 年 12 月 4 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX(052)411-2890 NO.385号

JRなど他障害同等の交通運賃割引実現

金山総合駅で街頭宣伝行動



各家族会の会長から、一人でも多くの家族会員に呼びかけて下さい。12月9日(水)の街頭宣伝の時間は午後1時～2時です。テレビ局、新聞各社へ取材を要請しています。「北口」も「南口」も「あいかれん」の緑のユニホーム姿の家族で埋め尽くしましょう。一大デモンストレーションで社会に、マスコミにアピールしていきましょう!!
各家族会の参加者数を8日までにお知らせ下さい。

※連絡先は 090-1623-5975 又は 052-411-2890 です

愛知県障害者差別解消推進条例(案)審議始まる

愛知障害フォーラム(ADF)からの呼びかけ

愛知県 12 月定例議会が開催され、大村知事から条例案について「障害者のとりまく状況において、依然として就労や自立において厳しい状況にあること」「昨年度の虐待相談件数が 142 件寄せられたこと」などの提案理由と趣旨説明が行われました。

また、代表質問では、「本条例の特徴として、愛知障害フォーラム(ADF)との定期的に意見交換や差別事例の報告を受けたことを背景に条例案を取りまとめたこと」「知事による勧告、公表といった規定について、知事判断によってできることになっており、県の責務として他地域の条例より県の責務が重くなっていること」などの答弁がありました。条例案は順調にいけば、議会最終日の 12 月 18 日(金曜日) 10 時から 12 時の間で可決成立の見通しです。

12 月 18 日(金曜日) 10 時からの本会議を傍聴し、可決成立する歴史的瞬間に立ち会いましょう。各団体様におかれましては、傍聴参加を呼びかけ下さいますようお願いいたします。

場所：愛知県庁前愛知県議会 4 階傍聴席



愛知障害フォーラム(ADF)との懇談を通して条例(案)に反映された事項



- ①【前文の追記】 → 障害のある人への差別が現存する状況が書き加えられた。
- ②【市町村との連携】 → 県の責務に市町村との連携が書き加えられた。
- ③【相談に対応するための窓口の設置】 → 福祉相談センター7ヶ所、精神保健福祉センター、障害福祉課を広域相談窓口位置づけた。
- ④【助言、あっせん、指導及び勧告】 → 知事の権限として規定した。
- ⑤【愛知県障害者差別解消調整委員会の設置】
- ⑥【条例の3年後見直し規定】